

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令要綱

第一 住民基本台帳法施行令の一部改正

- 一 氏に変更があつた者は、住民票に旧氏の記載を求めることができるとし、旧氏の住民票への記載の手續等について所要の規定を設けるものとする。 (第三十条の十三及び第三十条の十四関係)
- 二 その他所要の規定の整備を行うものとする。

第二 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令の一部改正

- 一 旧氏を旧氏記載者に係る署名用電子証明書の記録事項とする等、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律 (平成十四年法律第百五十三号) の規定の適用について、旧氏記載者の特例を定めるものとする。 (第三十三条関係)

- 二 その他所要の規定の整備を行うものとする。

第三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部改正

旧氏を旧氏記載者に係る個人番号カードの記載事項とすること。 (第一条関係)

第四 施行期日等に関する事項

一 この政令は、平成三十一年十一月五日から施行するものとする。 (附則第一項関係)

二 その他所要の規定の整備を行うものとする。